

# 大学院医学研究科修士課程の学位授与に関する手続き及び審査基準に関する内規

〔平成18年11月14日〕  
〔内規第18—5号〕

## 第1章 試験および学位授与に関する手続き

**第1条** 研究題目決定の時期については、専攻科目指導教授の指示を受け1年次の6月末日までに決定する。

2 履修科目については、年度当初速やかに指導教授と相談の上決定する。

**第2条** 修士課程の学科課程（学年別単位配当）については、以下の科目を2年次までに修得する。

基礎医学群・社会医学群・分子生命科学群・臨床看護学群	
科目の分類	修得すべき単位の基準
基礎科目	10単位以上
専門科目	4つの学群から1つの学群を選択し、16単位以上（必修8単位以上を含む）
選択科目	基礎科目と専門科目の全ての科目の中から4単位以上

バイオ統計学群	
科目の分類	修得すべき単位の基準
専門科目	30単位以上

**第3条** 修士課程の履修方法については、専攻科目指導教授の指示を受け、終了に必要な履修科目を決定する。

**第4条** 修士課程単位修得試験の時期及び方法については、以下のとおりとする。

2 時期については各開講期末に試験を行い、原則として2年次までに全科目修了する。

3 単位習得試験の方法については、授業科目担当責任者の一任とする。

**第5条** 修士課程における学位論文提出及び審査の時期については以下のとおりとする。

2 学位論文の提出は原則として2月上旬の医学研究科委員会とする。

3 学位論文の審査については、2月下旬の医学研究科委員会で行う。

4 提出する学位論文は印刷公表したものが望ましいが、研究成果報告書を以ってこれに代えることができる。なお、提出部数は主論文については所定の部数とし、参考論文があれば提出する。

**第6条** 修士課程における学位論文審査結果の要旨の字数については、400字以内とする。

**第7条** 修士課程における学位記日付については、大学院に所定の年限在学し、所定の単位を修得して定められた期間内に論文を提出し、学年末までに審査を終了した者は3月31日とする。

2 前項以外の学期途中で論文を提出して審査を終了した者は、審査医学研究科委員会が行われた月の末日とする。

## 第2章 審査基準

第8条 医学研究科修士課程の学位論文審査基準を、以下のように定める。

- 1 学位論文の審査および最終試験において、基礎学力および専攻学術の知識に関し、修士課程修了に相応し、十分な達成度が確認されていると認められること。
- 2 学位論文が内容的に専攻学術分野の研究水準に達していると認められること。
- 3 審査の評価は合格、不合格の二段階とする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

# 大学院医学研究科博士課程における学位授与に関する手続き及び審査基準に関する内規

〔平成18年11月14日〕  
〔内規第18—6号〕

## 第1章 試験および学位授与に関する手続き

**第1条** 研究題目及び履修科目決定の時期については、専攻科目指導教授の指示を受け2年次の前期が始まるまでに決定する。

**第2条** 博士課程の学科過程（学年別単位配当）については、以下のとおりとする。

2 専攻科目については、24単位以上を原則として3年次までに修得する。

3 選択科目については、6単位以上を原則として3年次までに修得する。

**第3条** 博士課程の履修方法については、以下のとおりとする。

2 専攻科目については、専攻科目指導教授の確認のもと、履修届を提出させる。

3 選択科目については、専攻科目指導教授の指示を受け、他の専攻科目から履修する。

**第4条** 博士課程単位修得試験の時期及び方法については、以下のとおりとする。

2 時期については、各開講期末に試験を行い、原則として4年前期末までに全科目修了する。

3 単位修得試験の方法については、授業科目担当責任者の一任とする。

**第5条** 博士課程における学位論文提出及び審査の時期については、以下のとおりとする。

2 学位論文の提出は、原則として12月上旬の医学研究科委員会とする。

3 学位論文の審査については、2月上旬の医学研究科委員会で行う。

4 提出する学位論文は、印刷公表したものを原則とする。なお、提出部数は主論文については所定の部数とし、参考論文については1編以上各3部とする。

**第6条** 博士課程における学位論文審査結果の要旨の字数については、論文審査結果の要旨を400字以内でまとめることとする。

**第7条** 博士課程における学位記日付については、大学院に所定の年限在学し、所定の単位を修得して定められた期間内に論文を提出し、学年末までに審査を終了した者は3月31日とする。

2 前項以外の学期途中で論文を提出して審査を修了した者は、審査医学研究科委員会が行われた月の末日とする。

## 第2章 審査基準

**第8条** 医学研究科博士課程学位論文の審査基準については、学位規則第14条に定めるところにより、以下のような基準を設ける。

1 学位論文の審査および最終試験において、基礎学力および専攻学術の知識に関し、博士課程修了に相応しい十分な達成度が確認され、かつ、専攻学術の研究者として自立できる水準に達していると認められること。

2 学位論文が内容的に専攻学術分野の国内外の研究水準に達していると認められること。

- 3 学位論文が原則として原著であること。
- 4 評価の審査は合格、不合格の二段階とする。

附 則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行により、「昭和35年以降の大学院医学研究科博士課程学生の履修方法、単位修得試験、最終試験、論文審査に関する取扱い」は平成19年3月31日を以って廃止する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。